平成２５年（フ）第７８号
群馬県邑楽郡邑楽町大字新中野50番地２、住民票上の住所栃木県佐野市高萩町1336番地40
債務者　川﨑　博規
1　決定年月日時　平成25年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第７９号
群馬県太田市西矢島町304番地２　関塚ハイツ303号
債務者　桝田小夜子
1　決定年月日時　平成25年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第２９２号
神奈川県愛甲郡愛川町中津4648番地の４　グエル本厚木壱番館205
債務者　有田　征彦
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３１８号
神奈川県中郡大磯町西小磯387番地１　城山ハイツＢ－２
債務者　塩見　裕子（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第６６号
静岡県富士市富士町８番６号　栄ビル３Ｆ、前住所岩手県盛岡市三ツ割字鉢ノ皮45番地28
債務者　舘野　和正
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第３４２号
大阪府岸和田市土生町900番地　市営住宅１号
債務者　加藤キクヱ
1　決定年月日時　平成25年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３５８号
大阪府和泉市今福町２丁目10番２―102号、前住所大阪府和泉市小田町２丁目19番35号
債務者　岡﨑　千恵
1　決定年月日時　平成25年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３６８号
大阪府和泉市葛の葉町１丁目９番13号―２号
債務者　大西商事こと　大西　晴男
1　決定年月日時　平成25年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３７１号
大阪府泉佐野市鶴原927番地の１－３―106
債務者　田宮　正行
1　決定年月日時　平成25年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３７３号
大阪府岸和田市額原町84番地の16エフォールヒロ６－Ｂ号、前住所大阪府岸和田市下野町２丁目11番２―504号
債務者　西田　弘子
1　決定年月日時　平成25年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３７７号
大阪府泉大津市東助松町１丁目９番11号北野荘75号、前住所堺市西区鳳東町５丁487番地347
債務者　新木　京子
1　決定年月日時　平成25年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３８０号
大阪府岸和田市田治米町250番地府営住宅11棟204号
債務者　西本　和子（旧姓園田）
1　決定年月日時　平成25年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３８４号
大阪府泉南郡熊取町大宮２丁目９番18号103
債務者　嶋坂　　雅
1　決定年月日時　平成25年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３８５号
大阪府和泉市室堂町1144番地の１―314
債務者　竹林　　茂
1　決定年月日時　平成25年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第７７号
長崎県大村市久原１丁目1173番地１市営久原第２アパートホ棟306号、前住所長崎県大村市大里町1057番地２
債務者　平田　昌美
1　決定年月日時　平成25年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第１０３号
長崎県大村市植松３丁目630番地２、前住所長崎県諫早市栄田町45番36号　第２栄田ハイツ103号
債務者　梅﨑　貞治
1　決定年月日時　平成25年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第１９号
石川県七尾市万行町２部55番地29
債務者　大森　七朗
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
金沢地方裁判所七尾支部